

岐阜県電子納品要領等 改訂要旨

1 改訂する要領・基準類

- ・電子納品運用ガイドライン
- ・工事完成図書の電子納品要領
- ・工事完成図書の電子納品要領（電気通信設備編）
- ・調査設計業務等の電子納品要領
- ・施設台帳情報等の更新要領
- ・電子成果品確認用チェックシート（工事用）
- ・電子成果品確認用チェックシート（設計用）

2 主な改訂内容

①県土整備部施設台帳管理システムに係る台帳データの納品方法の変更

- ・令和6年1月から試行運用を行っている県土整備部施設台帳管理システムは、令和6年4月の本運用開始に伴い台帳データの更新方法が変更となるため、電子納品における台帳データの納品方法を変更する。

【現行】

受注者が旧台帳システムの登録支援ツールで作成したデータを電子納品

【改訂】

受注者が新台帳システム上でデータを更新し、更新後、台帳システムから出力した帳票を電子納品

②細部事項の修正

- ・問い合わせ先、ホームページのリンクアドレス等の修正

3 適用日

令和6年4月1日以降に完了する工事、委託業務に適用する。

ただし、既に契約済の工事、委託業務において適用が困難な場合は、受発注者の協議により決定する。